

2004年度 財形制度改善要望事項

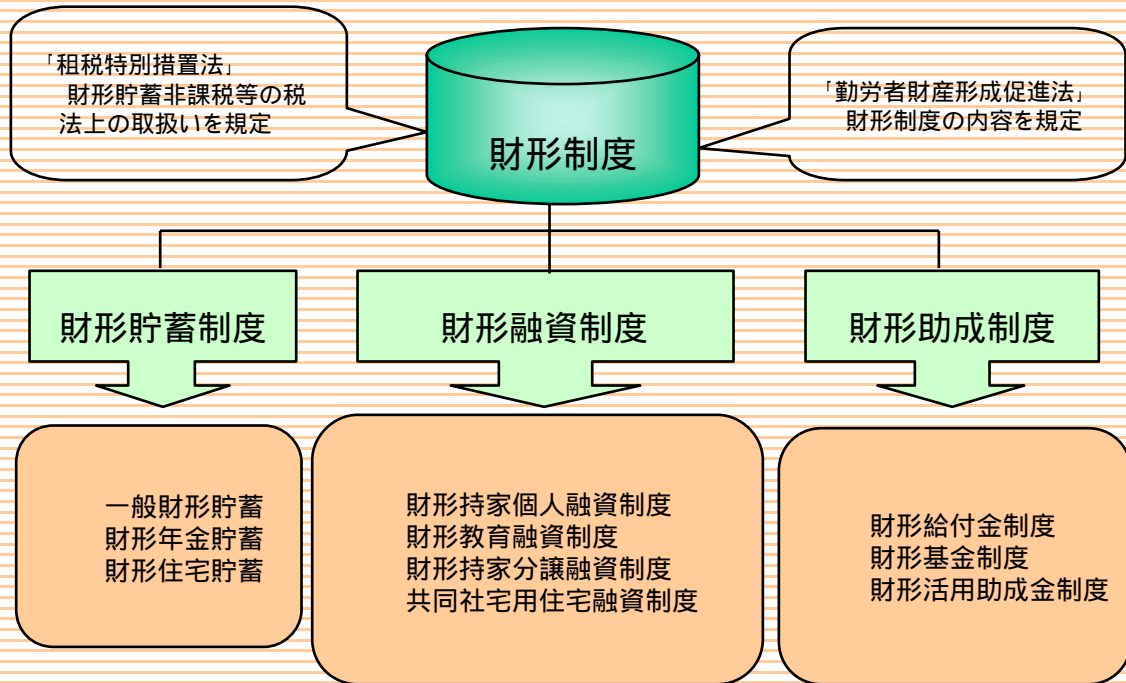
時代に対応した財形制度の見直しを。

—— 就労構造の変化に適応した、勤労者に役立つ制度にすること。——

中央労福協

財形制度と現状

財形制度

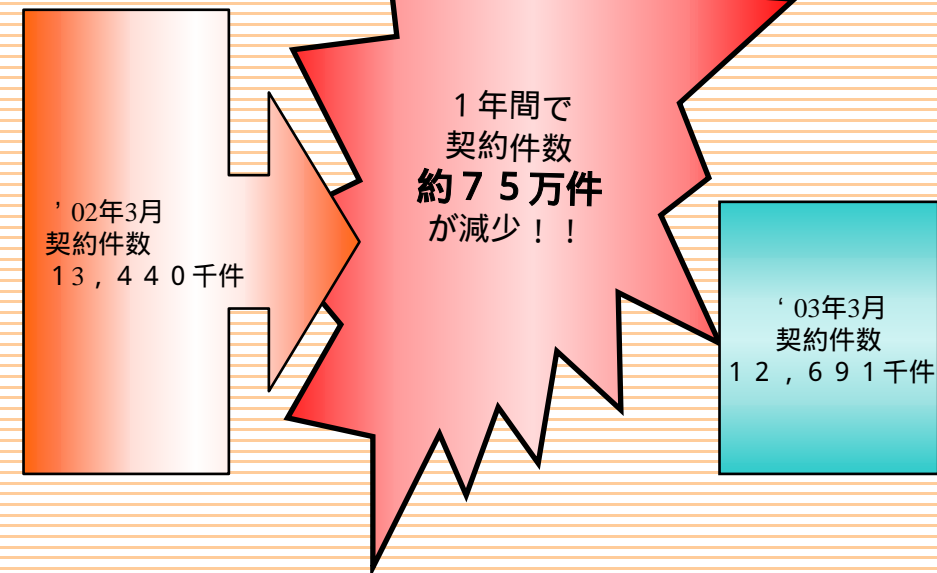
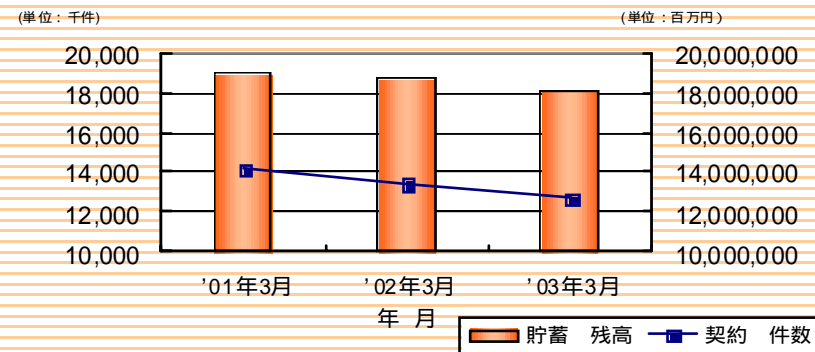


財形取扱金融機関全体の件数・残高の推移

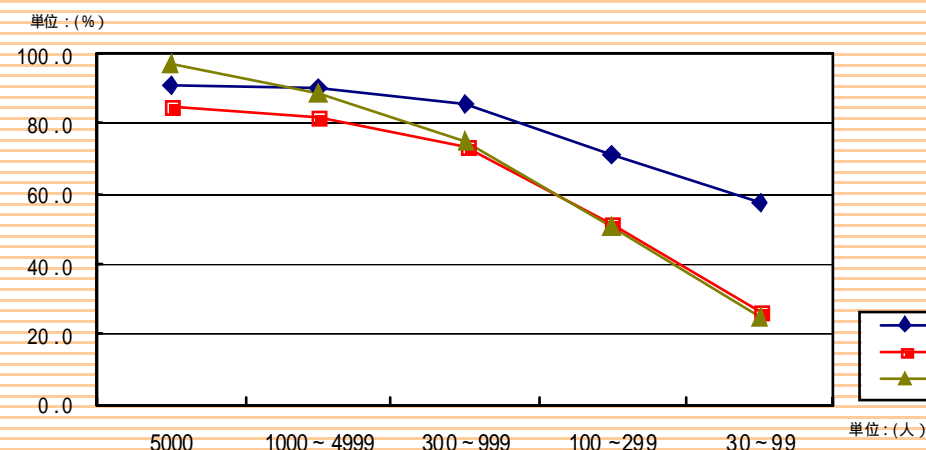
(単位：千件、百万円)

	'01年3月	'02年3月	'03年3月
契約件数	14,208	13,440	12,691
貯蓄残高	19,031,397	18,702,342	18,192,564

データは、一般財形、財形年金、財形住宅の合算で各年3月末時点の数値です。



企業規模別財形制度導入企業の割合



解説

財形貯蓄のうち、財形年金と財形住宅については、併せて元本550万円までの利子は非課税となる優遇措置があります。

財形制度には住宅取得資金や教育資金に利用できる融資もあります。

財形貯蓄の件数は1990年3月以降逡減傾向にあります。

(1990年に比べ671万件減)

財形制度の導入状況を見ると、大企業に比べ中小企業での導入割合が低くなっています。

現状の財形制度では、退職後1年以内に財形制度がある企業等に就職すれば継続できますが、実態的には失業時に貯蓄の中断・解約している場合が多くなっています。

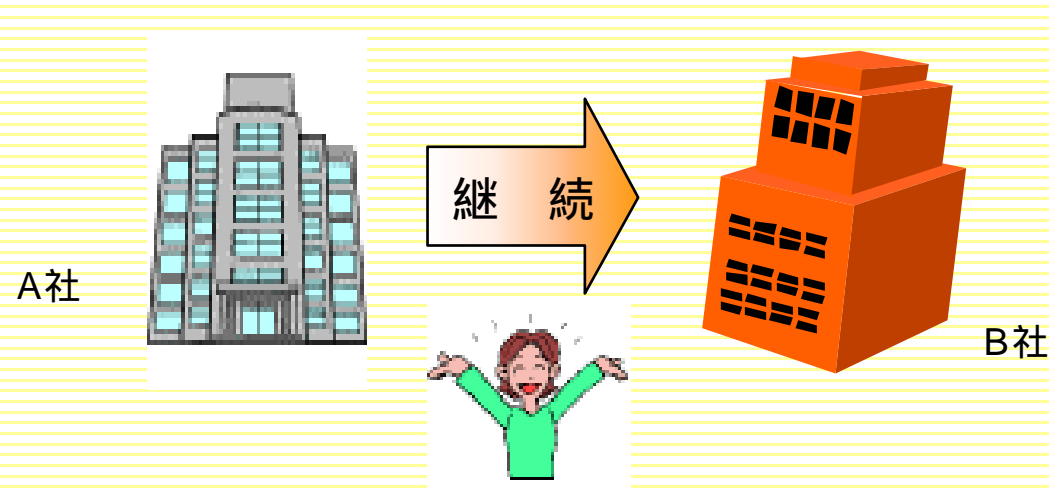
財形拡大のために制度改善を

改善要望事項

財形制度は単なる貯蓄制度ではなく、財産形成力の弱い勤労者の財産形成を助成するための制度です。このことを明確にした勤労者財産形成政策基本方針を定めること。

財形法4条に「勤労者財産形成政策基本方針」を国は定めることになっています。しかし、今までこの基本方針は定められてきませんでした。

失業中、または転職した場合も財形契約が継続できるようにすること。（融資制度の利用も可能）



雇用の流動化等による
1年間の減少件数は推計
75万件

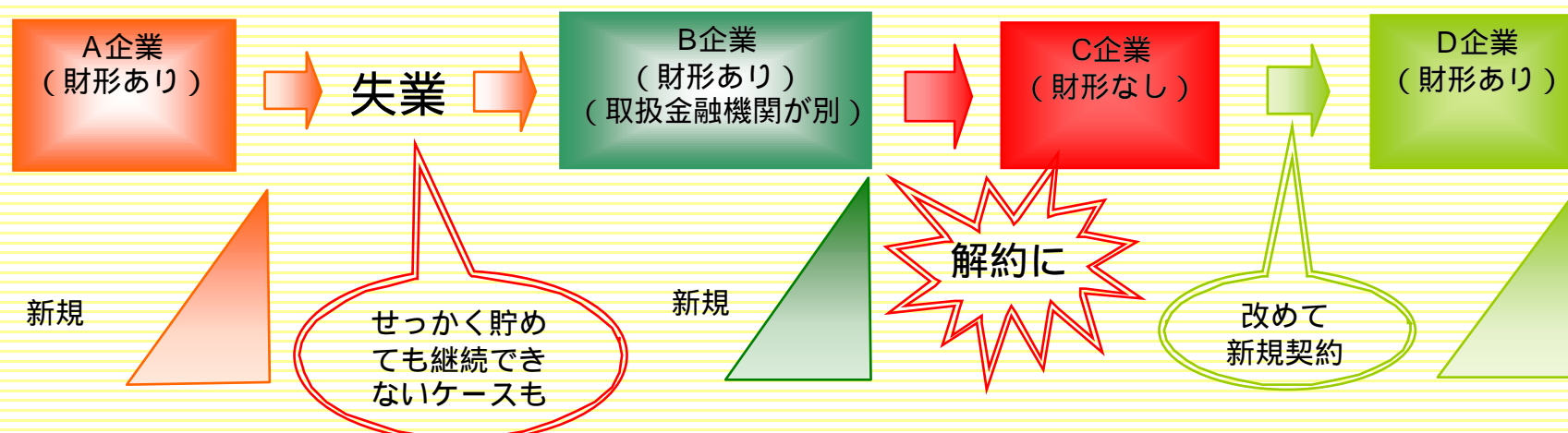
解説

雇用の流動化が進み、出向、子会社転籍、非自発的失業などが増加し、転職が珍しくない時代の到来が想定されます。

時代の変化に対応し、転職しても継続できる財形制度が必要です。

現行制度

退職後1年以内に財形制度がある企業に就職すれば継続できます。しかし、現状では失業時に貯蓄の中断・解約を強いられるのが実態です。



財形年金貯蓄契約時の年齢制限および据置期間の制限を撤廃すること。



解説

少子高齢化が進むなか就業年齢も長くなり、高齢で転職し転職先で財形年金を始める場合、55歳以上でも積立ができ年金資産を増やすことができるようにする必要があります。

55歳以前に退職や転職した場合、解約せざるを得ないことから、据置期間を撤廃し、それまで積立てた資産を年金として受けとることができるようにする必要があります。

現行制度

財形年金は55歳未満の勤労者しか加入できません。

60歳前に退職した場合、積立期間の満了後5年以内に限り、年金支払開始日（60歳）までは積立しなくてはすむ据置期間が設けられています。

改善要望事項

中小企業勤労者が加入しやすく、転職しても継続しやすいシステムづくりが必要。そのためには、労働組合等で事務の一部を「事務代行」できるようにすること。
その場合は、当該事業主に財形制度の導入を義務づけること。



財形取扱窓口
労働組合

労働組合等が
事務の一部を代行

解説

事務代行制度の拡充等により、企業の負担を軽減し財形制度が導入しやすくする必要があります。

中小企業の勤務者へは、大企業に比べより一層の自助努力に向けた支援が重要です。

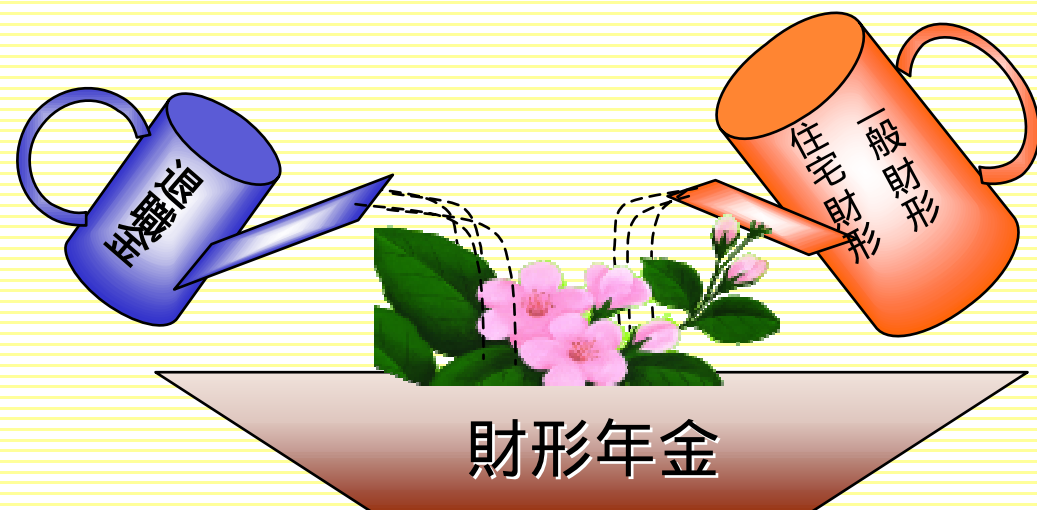
現行制度

中小企業では、事務処理に対する負担感があり、財形制度の導入・普及に結びついておりません。そのため「財形事務代行制度」として中小企業が財形に関する事務を代行団体に委託する制度がありますが、その制度自体が普及するまでには至っておりません。

事務代行が行えるのは、法人である事務代行団体（中小企業勤労者福祉サービスセンター、商工会議所等）になっております。

改善要望事項

退職金の預入を認めること。
退職時に一般財形・財形住宅の残高を財形年金に預入することを可能に。



退職金を財形貯蓄の源資に組み入れ

解説

終身雇用が揺らいだいま、転職に伴って退職金を受給するケースが増えることが想定されます。

退職金は老後の備えや、住宅取得資金として使うことがあることから、勤労者の資産形成として財形貯蓄の預入対象とする必要があります。

現行制度

退職金の財形預入は労働省通達により認められていません。

改善要望事項

財形年金および財形住宅の非課税限度額を1,000万円に引き上げること。
非課税限度額を超えた金額のみ課税となる積立てを認めること。



解説

現行の非課税限度額は、実際の住宅取得の頭金にしても、老後の生活資金にしてもかなり低額です。少なくとも1,000万円まで枠を拡大する必要があります。

また、非課税限度額以上の積立てとなった場合、全額が課税対象となってしまうことから、限度額を超えた分のみ課税とすることが必要です。

現行制度

財形年金、財形住宅の非課税限度額は合算して550万円です。

改善要望事項

在職・離職に関係なく、自己能力開発に必要な教育訓練費用などが賄える財形融資制度に拡充すること。
財形教育直接融資に、子が主として返済する償還方法を追加すること。



財形融資制度の拡充を

解説

財形加入者の資金ニーズとして「自己啓発関連費用」があげられますが、自己啓発をする期間、無収入になることも想定されることから、融資制度を見直す必要があります。

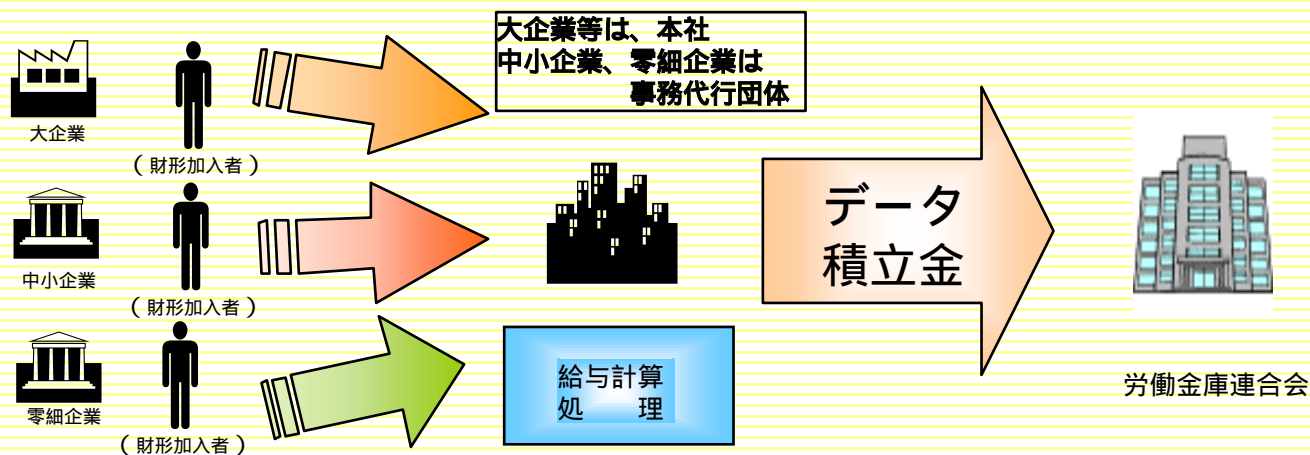
まず、中高年勤労者の生活安定を優先し、子が社会人になってから返済する、いわゆる親子リレー返済方法を追加します。

現行制度

勤労者本人が、大学等で教育を受けるために必要な資金を雇用能力開発機構から融資を受けます。利用対象者は財形実施者に限定されています。

改善要望事項

労働金庫連合会を財形取扱金融機関に追加すること。



解説

労金連が財形を直接取扱うことが出来れば、大企業、中小企業、単位金庫で十分な対応がはかれなかった零細企業に至るまですべての勤労者の財形を直接取扱うことができ、財形普及に寄与することができます。

現行制度

各種書類等は企業等から労金連が一括受領し、内容確認のうえ、各労働金庫へ転送しております。また、預入金も企業等から労金連に一括送金していただき、労金連から各地の労働金庫に送金しております。

2004年度財形制度改善要望事項

1. 財形法第4条に基づき、勤労者財産形成政策基本方針を作成すること。

財形制度は単なる貯蓄制度ではなく、財産形成力の弱い勤労者の財産形成を助成するための制度である。このことを明確にした勤労者財産形成政策基本方針を定めること。

2. 魅力ある財形制度とするために以下の改善を行うことを要望する。

(1) 財形年金及び財形住宅貯蓄の非課税限度額を、1000万円に引き上げること。

(2) 併せて、非課税限度額を超えた金額のみ課税となる積立を認めること。

3. 雇用の流動化、雇用形態の多様化など時代の変化に対応した財形制度とするため以下の改善を行うことを要望する。

(1) 財形契約者であった者が、転職した場合、転職先に財形制度がない場合であっても、財形貯蓄が継続できる制度とする。(長期間の失業の後再就職をするケース等を含む。)

(2) 失業中であっても財形契約を継続していれば、財形融資の利用を可能とすること。

(3) 財形年金貯蓄契約時の年齢制限および措置期間の制限を撤廃すること。

4. 高度な社会人向け教育訓練コースを受ける勤労者(含む失業中の者)のために、その間の教育費及び自己能力開発中に社会通念上必要となる費用を賄えるよう財形融資制度を拡充すること。

5. 財形教育直接融資に、子が主として返済する償還方法を追加すること。

6. 退職金の預入を認めること。退職時に一般財形・財形住宅の残高を財形年金に預入することを可能とすること。

7. 中小企業に財形制度を普及促進し、財形のポータビリティを高めるため、労働組合などが財形事務の一部を「事務代行」出来るようにすること、及びその場合は当該事業主に財形制度の導入を義務づけること。

8. 財形契約の取扱商品は、原則として自由とすること。また、同一金融機関内で、例えば、預金から国債・投資信託へ、あるいは国債・投資信託から預金への商品変更が可能となるものとする。

9. 労働金庫連合会を財形取扱金融機関に追加すること。

以上